(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 <mark>7</mark>年 4月 17日

(あて先) 姫路市長

提出者

住 所

兵庫県姫路市余部区上余部50番地

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社東芝 姫路工場 工場長 高野 彰夫

電話番号

079-275-6503

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社東芝 姫路工場								
事業場の所在地	兵庫県姫路市余部区上余部50番地								
計 画 期 間	令和7年4月1日~令和8年3月31日								
当該事業場において現に行っている事業に関する事項									

事業場において現に行っている事業に関する事項									
①事業の種類	2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所								
②事業の規模	現在、生産なし								
③ 従 業 員 数	0人(令和7年4月1日現在)								
<ul><li>④ 特別管理産業廃棄物の 一連の処理の工程</li></ul>	現在、生産をしておらず保管物の廃棄時のみ廃棄物が発生する。								

(日本産業規格 A列4番)

特別	川管理産業廃棄物の処	L理に係る管理体制に関する事項
	(管理体制図)	
		工場長
		環境保全エキスパート
特別	川管理産業廃棄物の排	出の抑制に関する事項
		【前年度(令和 6 年度)実績】
		特別管理産業廃棄物の種類 PCB汚染物 ―
		排 出 量 <u>2510</u> t <u>—</u> t
	<ul><li>①現状</li></ul>	(これまでに実施した取組)
	1 9 1 1 N	・保管物について適切な管理を行ない、必要に応じて適正な処分を行なう。
		【目標】
		特別管理産業廃棄物の種類 PCB汚染物 ―
		排 出 量 3,200 t — t
		(今後実施する予定の取組)
	②計画	・保管物について適切な管理を行ない、必要に応じて適正な処分を行なう。(継続)
41.00	I hale are the Mit the theat to the	
特別	管理産業廃棄物の分別	
		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在、該当なし。
	OTH /IL	元任、阪ヨなじ。
	①現状	
		(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
		・現在、該当なし。
	②計画	

自ら	っ行う特別管理産業廃	棄物の再生利用に関す	る事項			
		【前年度(令和 6	年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら再生利用を行った特 別管理産業廃棄物の量	_	t	_	t
	<ul><li>①現状</li></ul>	(これまでに実施した取	双組)			
		該当なし。				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら再生利用を行う特別 管理産業廃棄物の量	_	t	_	t
	②計画	(今後実施する予定の	取組)			
		該当なし。				
自ら	っ行う特別管理産業廃	棄物の中間処理に関す	る事項			
		【前年度(令和 6	年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら熱回収を行った特別 管理産業廃棄物の量	_	t	_	t
	①現 <b>状</b>	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	_	t	_	t
		(これまでに実施した取 該当なし。	双組)			
		以当ない。				
		-				
		【目標】	Г		T	
		特別管理産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら熱回収を行う特別管 理産業廃棄物の量	_	t	_	t
	0717	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	_	t	_	t
	②計画	(今後実施する予定の	取組)			
		該当なし。				

自ら	行う特別管理産業廃	棄物の埋立処分に関す	る事項			
		【前年度(令和 6	年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の 量	_	t	_	t
	①現状	(これまでに実施した取	<u>組</u> )			
		該当なし。				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の 量	_	t	_	t
	②計画	(今後実施する予定の 該当なし。	又杀且 <i>)</i>			
特別	川管理産業廃棄物の処	L理の委託に関する事項	Į į			
			年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物		_	
		全処理委託量	2510	t	_	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	0	t	_	t
		再生利用業者への 処理委託量	0	t	_	t
	<ul><li>①現状</li></ul>	認定熱回収業者へ の処理委託量	0	t	—	t
3211		認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者への処理委託量	2510	t	_	t
		(これまでに実施した取・保管物について適切7	組) な管理を行ない、必要に応じ	て適	正な処分を行なう。	

## (第5面)

		【目 標】						
		特別管理産業廃棄物	の種類	PCB汚染物			_	
		全処理委託	量		4938	t	_	t
		優良認定処理 への処理委託			0	t	_	t
		再生利用業者 処理委託		0			_	t
	②計画	認定熱回収業 の処理委託			0	t	_	t
		認定熱回収業 外の熱回収を 者への処理委	行う業		4938	t	_	t
		(今後実施する予・保管物について			要に応じ	て適	i正な処分を行なう。(継続)	
		【前年度(令和	6	年度)実績】				
電子情報処理組織の使 用に関する事項		(ポリ塩化ビフェ	排出量	変棄物を除く。)				
		(今後実施するう 該当なし。						
<b>※</b> 事	事務処理欄							

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生 利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の 認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を 行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入 すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等 (情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条) の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と 記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記 入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添 一覧表

(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

実績:前年度(令和6年度)実績量 目標:今年度(令和7年度)目標量

単位·トン/年

	目標:今年度(令和/年度)目標量 単位:トン/年																			
	排出抑制	に関する事 頁		事生利用に る事項	自ら	行う中間処	理に関する	事項		里立処分等 ・る事項	た。									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄 物の量 (前年度実績値の②+ ⑧)		梅の量		減量する特別管理産 業廃棄物の量				全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者 への 処理委託量 (前年度実績値の⑪)		型型委託量 加理委託量		代量		認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者への処理委託量 (前年度実績値の①	
特別管理産業廃棄物の種類	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
PCB汚染物	2510	4938	0	0	0	0	0	0	0	0	2510	4938	0	0	0	0	0	0	2510	4938
A = 1			_		_	_	_	_	_			44			_		_	_		****
合計	2510	4938	0	0	0	0	0	0	0	0	2510	4938	0	0	0	0	0	0	2510	4938